

令和8年度滋賀県立学校児童生徒定期健康診断業務委託仕様書

1 委託の名称 滋賀県立学校児童生徒定期健康診断業務委託

2 委託業務

本委託は、学校保健安全法第13条、その他関係法令に基づき、県立学校児童生徒の健康管理の一環として実施する定期健康診断に係る検査業務を委託する。

3 検査の実施場所

検査の実施場所は、各県立学校延べ74カ所（1分校、3中学校、4高等養護学校、守山養護学校大津分教室、三雲養護学校石部分教室、長浜養護学校伊吹分教室、三雲養護学校紫香楽校舎を含む。）とする。

加えて、受託者の施設を協議のうえ検査場所として使用する場合がある。

その他必要がある場合は、別途指示する。なお感染症等による臨時休業等の事態があった場合は、検査会場について再協議を行う。

所属コード、学校名、住所は〈仕様書別表〉のとおりとする。変更がある場合は別途指示する。

4 委託の期間

令和8年4月1日から令和8年8月31日までとする。

5 検査の種類およびその期間

（1）集団検査 令和8年4月1日から令和8年6月30日までとする。

（2）集団検査漏れの者の検査

令和8年7月10日までとする。なお感染症等による臨時休業等の事態があった場合はこれを延長することもある。その場合は、受託者と協議する。

6 検査項目および検診対象児童生徒

（1）心臓の疾病及び異常の有無（心電図12誘導検査）

特別支援学校小学部1年生、中学部1年生、高等部1年生児童生徒および県立中学校1年生、高等学校1年生生徒

（2）尿（糖・蛋白・潜血、二次検査を含む）（試験紙法等）

特別支援学校の幼・小・中・高等部および県立中学校、県立高等学校の児童生徒
検体は、各県立学校を巡回して回収すること。また、検査は採尿した当日（採尿後5時間以内）に完了すること。なお感染症等による臨時休業等の事態があった場合は、回収時間等について保健体育課と協議を行う。

（3）結核の有無（デジタル撮影）

特別支援学校高等部ならびに高等学校1年生

通常の撮影だけでなく、車いす・寝た状態での撮影が可能なこと。

7 検査データ

検査後の結果報告書は、該当県立学校長あて1部提出すること。

8 検査日程

検査日程表に基づき実施すること。ただし、日程は変更する場合がある。その場合は、別途指示する。

9 配車に関する事項

- (1) 検査は、対象となった県立学校を検診車により巡回して実施するものとする。
- (2) 配車に関する事故等については、必ず保健体育課へ報告すること。
- (3) 配車・現地での会場設営に関して、現地の状態が把握できないときは、事前に現地確認を行い、当日の検査実施に支障が起きないように配慮すること。
- (4) 結核検診車の配車に関して、学校によっては複数の検診車を配車しなければならない場合や、特別支援学校においてリフト車の配車および寝た状態での撮影等、撮影について配慮が必要な場合がある。

その場合の該当学校名は、保健体育課から事前に連絡するものとする。

10 検査に関する事項

- (1) 受付専用職員を1名以上置き、受付番号等により本人確認を行うとともに検査に必要な内容について必ず確認すること。
- (2) 各検査に必要な資格を有する職員を各学校の検診時間に合わせ適正な人数配置すること。
- (3) 検査に必要な各種機器は、すべて受託者で準備すること。環境に配慮した検査とするため、検診車での検査についてはできる限り電気を使用すること。
また、検査時の検診車の駐車場所・検査の実施場所や流れについては、事前に各学校に確認すること。
- (4) 検査の際、日程に基づく開始時間に対し、検診車または検査スタッフの到着時刻が遅れるという事故が発生した場合は、速やかに予定校に対して連絡し、その上で適切な対応を行うこと。
- (5) 検査の結果、受託者の責任により結果の判定ができない事故が発生した場合には、再検査の実施を前提として、保健体育課、校長および本人に対し調整を行うものとする。
- (6) 検査に関する事故等については、必ず保健体育課へ報告すること。
- (7) 感染症等の感染拡大防止対策を行うこと。受託者の健康管理に留意し、当日発熱等風邪症状がある場合には、代理の者を立てること。

11 結果判定に関する事項

結果判定については専門の医師により適正に行うこと。心臓の疾病及び異常の有無については、「滋賀県児童生徒の心臓疾患の管理 第58集（令和8年3月配布予定）」に基づき結果判定を行うこと。

万が一結果判定に関する事故等が起こった場合は、必ず保健体育課へ報告すること。

12 健康診断結果および成果物に関する事項

- (1) 各検査の全日程終了後、速やかに各学校毎の定期健康診断結果集計表を保健体育課へ提出すること。
- (2) 本委託にかかる健康診断結果および成果物は個人情報に当たることから、取り扱いには十分注意すること。

1 3 再委託等の禁止

- (1) 巡回による検査業務について、他に委託してはならない。
- (2) (1)を除く委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事前に保健体育課の承諾を得たときは、この限りでない。

1 4 見積項目および予定件数等

- (1) 心臓の疾病及び異常の有無 予定件数：10,472人

内 訳	Aブロック	予定件数： 2,028人
	Bブロック	予定件数： 1,729人
	Cブロック	予定件数： 2,485人
	Dブロック	予定件数： 2,120人
	Eブロック	予定件数： 2,110人

- (2) 尿 ①糖・蛋白・潜血（二次検査を含む） 予定件数：33,000人
- ②小児採尿バッグ（特別支援学校等児童生徒の内必要な者）

予定件数： 700人

- (3) 結核の有無

通常で撮影可能	予定件数： 9,900人
車いすで撮影	予定件数： 15人
寝た状態で撮影	予定件数： 20人

予定件数は、受検予定人数であり、検査における実施人数を保証するものではない。
検査の実施にあたり、実施人数は予定件数とは変わるので、このことを承知のうえ見積もること。

1 5 その他

- (1) 本委託の処理に関し事故が発生したときは、遅滞なくその状況を書面で報告し、保健体育課の指示を受けなければならない。
- (2) 本委託の健康診断の受検者に、検診に起因する疾病または障害等の身体の異常が生じたときは、受託者は当該受検者に対して、損害賠償をしなければならない。
- (3) 本委託の実施に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (4) 各校で受検できない児童生徒については、ブロックに関係なく受検を可とする。その際の費用は、実施する受託者の契約単価とする。
- (5) 未検者（当初設定期間中に検査を受けることができなかった者）に対しては、保健体育課と調整し、再検査の機会を設けるものとする。なお、再検査は特別支援学校および保健体育課と協議・調整した会場とする。

- (6) 健康診断の質の向上を図るため、内部精度管理および外部精度管理に努めること。さらに、健康診断を実施する者の知識および技能の向上を図るための研修を行うこと。なお、保健体育課が求めた場合は、精度管理の実施状況や質の向上に向けた対策について報告すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項、また疑義のある事項については、別途協議のうえ定める。